りに振込先の金融機関及び口座の指定がなかった場合は、清算人代理弁護士木村栄嗣の事務所（大阪市北区西天満２丁目11番８号アメリカンビル２階）において支払う。

イ　手形債権については、手形の受戻しと引換えに支払う。

⑶　弁済期日が休日の場合の処理

弁済期日が金融機関休業日に該当する場合、当該弁済期日の翌営業日をもって弁済期日とする。

⑷　協定債権移転の場合の処理

平成25年10月３日（特別清算開始決定日）以降、協定債権の全部または一部について譲渡または移転があり、これを原因として協定債権の申出名義の変更があったときは、本協定の権利の変更及び弁済の方法の定めは、申出名義変更前の債権を基準としてこれを適用したうえ、これを新旧権利者双方の取得した協定債権の額に按分して配分することにより、新旧債権者各自に対する弁済額を決定する。

⑸　協定債権の放棄・債権申出の取下げの処理

平成26年４月21日以降、協定債権の全部もしくは一部の放棄、または協定債権申出の全部もしくは一部の取下げがあったときは、協定に定める権利の変更及び弁済の方法は、その残債権額に対してこれを適用する。

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（ヒ）第７号

高知市旭町３丁目57番地１

清算株式会社　株式会社かもめ

清算人　中村　信輔

１　決定年月日　平成26年７月７日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、協定債権者株式会社高知銀行、同高知県信用保証協会、同株式会社四国銀行、同株式会社日本政策金融公庫、同株式会社徳島銀行、同株式会社阿波銀行、同株式会社商工組合中央金庫（以下「金融機関協定債権者ら」という。）に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、協定債権のうち、元本及び平成25年12月16日までに発生した利息・遅延損害金・延滞保証料の合計額（以下「弁済対象債権」という。）の30パーセントに相当する金員（但し、１円未満の端数は切り捨てる。）をそれぞれ弁済する。

２　清算株式会社は、協定債権者中村信輔及び同中村桂子に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、弁済対象債権の7.5パーセントに相当する金員（但し、１円未満の端数は切り捨てる。）を、前項の弁済と同時にそれぞれ弁済する。

３　金融機関協定債権者ら、協定債権者中村信輔及び同中村桂子は、第１項又は前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を免除する。

４　第１項及び第２項の規定による弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額（以下「残額」という。）が10万円を超える場合には、金融機関協定債権者らに対し、弁済対象債権の割合に応じて弁済することとし、前項の免除は、各金融機関協定債権者らに対し、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。但し、残額が10万円を超えない場合には、その全てを協定債権者中村信輔に弁済することとし、前項の免除は、協定債権者中村信輔に新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

５　本協定に基づく弁済は、協定債権者が文書により指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。この場合の振込手数料は清算株式会社の負担とする。但し、協定債権者が本協定の認可決定が確定した日の２週間後までに振込先の金融機関を指定しない場合は、清算人代理の事務所（大阪市中央区北浜２丁目５番23号　小寺プラザ12階　弁護士法人関西法律特許事務所）において支払う。

高知地方裁判所民事部

保全管理命令

平成２３年（再）第１号

北海道帯広市東９条南９丁目２番地４

再生債務者　株式会社ＨＩＴＣ

１　主文　破産手続開始の決定があるまでの間、再生債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　北海道帯広市西２条南７丁目17　ハヤカワビル３階　むらやま法律事務所　弁護士　村山　敬樹

平成26年７月７日　釧路地方裁判所帯広支部

再生計画認可

平成２６年（再）第１号

福岡市東区名島４丁目８番28号

再生債務者　株式会社フレッシュ

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成26年７月３日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。

平成26年７月３日

福岡地方裁判所第４民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第１号

静岡県浜松市東区有玉北町746番地

再生債務者　株式会社ジョエル

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨

⑴　監督委員が選任されている。

⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成26年７月７日

静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

再生手続廃止

平成２３年（再）第１号

北海道帯広市東９条南９丁目２番地４

再生債務者　株式会社ＨＩＴＣ

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。

平成26年７月７日　釧路地方裁判所帯広支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第９号

長崎県大村市小路口本町336番地７

再生債務者　道添　善嗣

１　決定年月日時　平成26年７月７日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年７月28日まで

４　一般異議申述期間　平成26年８月11日から平成26年８月25日まで

長崎地方裁判所大村支部

平成２６年（再イ）第６号

釧路市春採８丁目11番12号

再生債務者　竹内　克見

１　決定年月日時　平成26年７月８日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年７月29日まで

４　一般異議申述期間　平成26年８月12日から平成26年８月19日まで

釧路地方裁判所

平成２６年（再イ）第２２号

千葉県印旛郡酒々井町ふじき野３丁目４番地７

再生債務者　柚木　一仁

１　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年７月29日まで

４　一般異議申述期間　平成26年８月12日から平成26年８月26日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再イ）第２４号

千葉県八街市八街ほ169番地26

再生債務者　米倉　信明

１　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年７月29日まで

４　一般異議申述期間　平成26年８月12日から平成26年８月26日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再イ）第２６号

相模原市中央区淵野辺３丁目３番15号　クリオ淵野辺七番館401号室

再生債務者　吉永　健治

１　決定年月日時　平成26年７月８日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成26年７月29日まで

４　一般異議申述期間　平成26年８月12日から平成26年８月19日まで

横浜地方裁判所相模原支部